

24.5.8

堺市 → 環境省

堺市環境局環境事業部廃棄物政策課 課長 小坂様
参事 井川様

いつも大変お世話になっております。
いただきました2次質問に対する回答を送付させていただきます。
よろしく申し上げます。

環境省近畿地方環境事務所
廃棄物・リサイクル対策課
課長 馬場 康弘

Tel:06-4792-0702

Fax:06-4790-2800

e-mail: ~~XXXXXXXXXX@XXXXXX~~

24.5.8

堺市からの再質問及びそれに対する回答

4月26日付堺市からの質問に対する環境省回答の⑤についてさらに2点ご教示ください。

1. 本市は、市民の安全・安心を確保することも市の重要な責務であると考えており、そのためには、条件や環境が整う必要があります。

このため、今年度中には、「受入条件の検討や被災地とのマッチングを実施」など詳細な検討に至らない場合も考えられます。

このようなケースも「交付金の返還義務が生じるものではありません。」に該当しますでしょうか？

(回答) 今年度中に条件や環境が整わず「受入条件の検討や被災地とのマッチングを実施」など詳細な検討に至らない場合、つまり今年度中に結論が出ない場合であっても、受入れについてご検討いただいた状況にあったことから結果として広域処理が行われない場合でも、「交付金の返還義務が生じるものではありません。」に該当します。

2. 本市は、当該問題を受入の可否も含め、検討しております。

このため、否と判断する可能性も有しております。

この場合、ご見解にあります「受入条件の検討や被災地とのマッチングを実施」など詳細な検討を行わないこともあり得ます。

このようなケースも「交付金の返還義務が生じるものではありません。」に該当しますでしょうか？

(回答) 当該問題を受入の可否も含め、市で検討した結果、否と判断されて「受入条件の検討や被災地とのマッチングを実施」など詳細な検討に至らず結果として広域処理が行われない場合でも、受入れについてご検討いただいた状況にあったことから、「交付金の返還義務が生じるものではありません。」に該当します。